

第1日

令和5年8月31日（木）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより、令和5年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月22日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの23日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

5番仲山寛議員

6番徳永秀俊議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告4件、議案25件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件が提出され、請願1件を受理いたしました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和5年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会開会に当たり一言御挨拶申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、このたびの大雨により被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。平成29年7月の九州北部豪雨から6年が経過し、災害の復旧・復興に取り組むさなかで発生した今回の大雨は、人的被害こそありませんでしたが、本市に再び甚大な被害をもたらしました。これまで行ってきた災害復旧の効果等について検証するとともに、被災された皆様が一日も早く元の生活を取り戻せるよう最大限の努力をしております。議員の皆様におかれましても、改めて御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会には、報告について4件、専決処分について1件、決算の認定について6件、利益の処分及び決算の認定について4件、補正予算について4件、条例の一部改正について4件、工事請負契約の締結について2件、財産の取得について2件、市道路線の廃止について1件、市道路線の認定について1件、合計29件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第13号から報告第16号までについて説明申し上げます。

報告第13号の専決処分の報告につきましては、交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第14号令和4年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。各比率が国の定める基準を超えた場合には、財政の早期健全化等を図らなければならないものとなっておりますが、本市の令和4年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第15号令和4年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第16号令和5年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第60号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分につきましては、令和5年7月の大雨により被災した道路、河川、農林業施設、公共施設等の災害復旧、災害援護等に迅速に対応するに当たり、予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第61号議案から第66号議案までにつきましては、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

第67号議案から第70号議案までにつきましては、令和4年度の工業用水道事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算4件について説明申し上げます。

第71号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、令和5年7月の大雨災害関連経費、物価高騰対策経費、公債費の繰上償還等に必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ20億2,415万8,000円を追加し、予算総

額を449億3,565万8,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、災害対応派遣職員に関する経費、燃料費等の価格高騰により影響を受けている甘木鉄道株式会社、路線バス・コミュニティバス事業者、介護サービス事業者及び畜産農家への支援事業費並びにシティプロモーション推進事業費に1億1,823万6,000円を計上いたしました。

民生費では、電気料金高騰により影響を受けている私立保育所等への支援事業費に236万4,000円を計上いたしました。

衛生費では、水道施設災害復旧に係る水道事業への繰出金及び特定地域生活排水処理施設災害復旧に係る下水道事業への繰出金に230万円を計上いたしました。

農林水産業費では、被災した農業者に対する経営継続支援として、施設や機械等の再取得や修繕に係る費用等に対する補助金及び利子補給金に3億6,620万円を計上いたしました。

商工費では、被災した観光地への支援経費並びに被災した中小企業の事業再建及び経営安定のための融資に対する利子補給金に1,855万8,000円を計上いたしました。

土木費では、浸水対策検討事業費、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費及び長谷山地区急傾斜対策事業費に6,160万円を計上いたしました。

災害復旧費では、道路、河川、農地、農業用施設、消防施設及び文化財施設の復旧経費に3億8,090万円を計上いたしました。

公債費では、繰上償還に要する経費に10億7,400万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として国庫支出金1億7,410万円、県支出金3億5,250万1,000円、繰入金2億3,991万5,000円、繰越金10億3,924万2,000円、市債2億1,040万円、分担金800万円を計上いたしました。

なお、令和5年7月の大雨により被災された農業者の負担軽減を図るため、平成29年災害と同様に、国の補助事業の対象とならない農地・農業用施設災害復旧事業の受益者分担金につきまして、農地を30%から20%に、農業用施設を20%から10%に引き下げる措置を講じております。

第72号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金、令和4年度決算に伴い介護給付費準備基金へ積み立てる経費を補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ2億992万4,000円を追加し、予算総額を63億7,571万9,000円といたしました。

第73号議案令和5年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において災害復旧事業による特別損失について補正するものでありまして、収益的収入を775万円増額し、収入合計を6億877万6,000円とし、収益的支出を2,820万円

増額し、支出合計を6億4,306万1,000円といたしました。

第74号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において災害復旧事業による特別損失について補正するものでありまして、収益的収入を100万円増額し、収入合計を24億327万4,000円とし、収益的支出を2,100万円増額し、支出合計を22億738万4,000円といたしました。

また、令和5年度から令和6年度までの朝倉中央浄化センターの更新工事を行う経費について、債務負担行為を設定するものであります。

次に、第75号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、条例で定める事務に生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を加えたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第76号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第77号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第78号議案朝倉市交通公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路交通法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第79号議案及び第80号議案の工事請負契約の締結につきましては、朝倉市営住宅鳩胸団地建替建築主体工事及び立石小学校校舎増築建築主体工事について、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第81号議案及び第82号議案の財産の取得につきましては、消防ポンプ自動車及び統合仮想化基盤更新業務に係る統合仮想化基盤機器等を取得するため、指名競争入札及び随意契約により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第83号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第84号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(平田龍次君) 第81号議案及び第82号議案の説明の中で、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3号の規定により議会の議決を求めるというふうに説明いたしましたが、正しくは条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長(小島清人君) ほかになければ、次に意見書案第1号をお開きください。

意見書案第1号について提出者代表に提案理由の説明を求めます。15番大庭きみ子議員。

(15番大庭きみ子君登壇)

○15番(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。ただいま議題となりました意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書について趣旨説明を行います。

朝倉市は平成29年7月5日の九州北部豪雨災害による被害からの復旧・復興が進められているさなかで、さらに今回発生した7月の大雨災害により、再び甚大な被害が出てきているところであります。さらなる災害復旧・復興への財源も必要となり、財政も逼迫してきているところであります。復旧・復興事業にはまだまだ時間がかかり、多額の経費が必要であります。

また、近年のコロナ禍により地域経済にも大きな影響を及ぼし、ロシアによるウクライナ侵攻以降は物価高騰への対応も迫られています。さらなる急激な少子高齢化に伴う社会保障の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策、デジタル化、脱炭素化を目指した環境対策、多発する大規模災害への対応など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

このため、令和6年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、新たな行政需要に対応した社会保障予算の充実と人件費を含む十分な地方一般財源の確保を目指し、政府の財

政支援の確立を要望するものであります。

昨年の9月議会においても、同じく地方財政の充実・強化を求める意見書を朝倉市議会から国会へ提出しております。今回も、ぜひとも本意見書について御賛同を賜り、朝倉市議会から国会へ意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

以上で趣旨説明を終わります。

(15番大庭きみ子君降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は9月7日の本会議において行います。

それでは、5請願第1号をお開きください。

次に、5請願第1号について紹介議員の説明を求めます。15番大庭きみ子議員。

(15番大庭きみ子君登壇)

○15番(大庭きみ子君) ただいま議題となりました5請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書について趣旨説明を行います。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、少人数学級推進などの教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを請願するものです。

皆様方の御賛同を賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

以上で趣旨説明を終わります。

(15番大庭きみ子君降壇)

○議長(小島清人君) 以上で紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第61号議案については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、5日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時28分散会